

一般質問通告書

No. 1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により
通告します。

平成 27 年 11 月 24 日

議席番号 21 番

東村山市議会議長

質問者 駒崎 高行

番号	質問の項目と要旨
1.	<p>地域配備消火器について</p> <p>当市の街なかには消火器が配備されている。いざという時の初期消火用としては市民の安全性を高める優れたものと思うが、その認知度やいざという時に使用できるのか、費用対効果をより高める必要はないのかなど何点か伺いたい。また私が知る範囲だけで、消火器の持ち去り、持ち去った後に散布されるといういたずらが 4 件ほどあった。その中には電話ボックスの中に散布されるという被害もあった。その防止策についても伺いたい。</p> <p>(1) 地域配備消火器の配備された経緯、規則などの定めと配備の現状を伺う。また、初期消火に使用された件数を伺う。</p> <p>(2) 消火器の仕様、耐用年数、1 個当りの費用、新規設置時の費用など運用面を伺う。</p> <p>(3) 宅地開発があった場合に新設されているか。また新設要望は寄せられていないか。</p> <p>(4) 経年で、取り換えの費用、新設費用と、概数でいたずらによる被害件数はどの程度か。</p> <p>(5) いたずらを防止する策について考えはないか。消火器の入った箱等に罰則や「重要な物」であることを示すだけで効果はあると思われるが。</p> <p>(6) 周辺住民や自治会へのお知らせをする必要があると思われる。その際、1 個の地域配備消火器がどの地域をカバーしているかを示す煩雑さが問題になると思う。また複数の消火器があれば初期消火できたのという状況も生まれかねない。これに対しては、ネット上で位置情報を加味した情報提供が有効と考える。見解を伺いたい。</p> <p>(7) 先にも述べたが、万一の時に有効な施策ではあるが、各住民に依るところが大きく現状ではそれほど認識されていないのではないかと、実際に使用されるのかが問題だと思う。この点についての考えを伺いたい。</p>

番号	質問の項目と要旨
	<p>2. 位置情報の利用と市民への提供について</p> <p>本年8月時点でスマートフォンの普及率が、49.7%、世帯普及率では平成25年度で62.6%とたいへん高くなってきている。先の質問でも地域配備消火器の位置情報の提供については提案をした。先の議会では、小町議員が消火栓の周辺をペイントして分かり易くするという提案があったが、消火栓の位置についても、位置情報の提供が適当と考える。その他でも位置情報を市民に提供するメリットが大きいものは多くあると思うのだが、そこで問われるのは、市が比較的新しい技術を行政サービスに取り組む姿勢があるかないかである。</p> <p>(1) 位置情報の提供をスマートフォンアプリ等により行うことの費用、難易度、問題点を伺う。</p> <p>(2) 庁内で研究、検討するとすれば所管はどこか。</p> <p>(3) 私は、プロジェクトチームを作り、早期導入を目指して積極的におこなう必要性を感じるがいかがか。</p> <p>(4) 消火栓については、消防、消防団が消火栓を探すという場面があってはならないと思う。そのためだけでも位置情報の提供については実施する価値があると思うが、市長に総じての見解を伺いたい。</p> <p>3. 圧力開放浮上防止型のマンホール蓋について</p> <p>豪雨時にマンホール内圧力が高まり、マンホールの蓋が飛散する、またそれを防止するために予め蓋を外してマンホール周囲にカラーコーンで注意を促すということについて、現在推奨されている圧力開放浮上防止型マンホール蓋への取り換えについて伺う。</p> <p>(1) この蓋の機能について承知しているか。承知であれば説明いただきたい。</p> <p>(2) 豪雨前に予め外しているマンホール蓋は市内何件あるか。(私を知るのは青葉町1丁目に1件)</p> <p>(3) 速やかな交換、取り換えを要望するがいかがか。</p> <p>4. 新青梅街道の横断禁止箇所の横断について</p> <p>過去に一般質問しているが、新青梅街道の久米川ボウルから栄町1丁目の間において、横断禁止箇所の横断が日常化している。対策を講じるべきことを、再度お願いしたい。また、これだけ横断される、できるということは中間点への信号設置をおこなっても新青梅街道の交通渋滞は誘発しないと考えられ、信号設置は予算を除けば可能と考える。見解を伺う。</p>